

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

選挙管理委員会

○宮城県選挙管理委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程

監査委員

○宮城県監査委員事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程

収用委員会

○宮城県収用委員会運営規則の一部を改正する規則
宮城県海区漁業調整委員会

○宮城県海区漁業調整委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程

選挙管理委員会

○宮選管告示第四十二号

宮城県選挙管理委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(趣旨)
宮城県選挙管理委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程

第一条 この規程は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第一項第五号

ページ

一 二 五 五

及び同条第二項の規定に基づき、宮城県選挙管理委員会規程（昭和二十三年宮城県選挙管理委員会告示第四十一号。以下「規程」という。第十三条第一項に規定する事務局（以下「局」という。）における標準的な職及び標準職務遂行能力を定めるものとする。
(標準的な職)
第二条 標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

職制上の段階	標準的な職
一 規程第十五条第一項第一号に規定する局長及び同項第二号に規定する支局長	局長
二 規程第十五条第一項第一号に規定する次長、同項第二号に規定する副支局長及び支局次長並びに同条第二項に規定する副参事及び主幹	次長
三 規程第十五条第二項に規定する主任主査及び主査	主任主査
四 規程第十五条第一項第一号に規定する主事及び同項第二号に規定する主事	主事

(標準職務遂行能力)

第三条 前条の表の下欄に掲げる標準的な職の標準職務遂行能力は、次の表の上欄に掲げる標準的な職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

標準的な職	標準職務遂行能力
一 局長	一 倫理 局の課題に責任を持って取り組むとともに、高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。
二 企画・立案	所管する事務の課題を的確に捉え、実現可能性の高い政策を立案することができる。
三 判断	局の責任者として、組織目標の達成に向けた適切な判断を行うことができる。
四 説明・調整	所管する事務について適切な説明を行うこと

三 主任主査		二次長									
三 協調性	二 企画・課題対応	一 倫理	六 人材育成・活用	五 業務遂行	四 説明・調整	三 判断	二 企画・立案	一 倫理	六 組織統率・人材育成	五 業務運営・遂行	
上司や同僚、関係機関等の担当者との協力的な	担当業務の問題点を把握し、効果的な施策を企画・立案することができる。	所属組織における監督的立場を自覚し、責任を持って業務に取り組むとともに、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。	業務の繁閑を考慮した業務配分を行うとともに、部下の人間性に合わせた指導・育成を行うことができる。	想定される障害やリスクを見込みながら進捗管理を行い、課題解決に向けて適切に業務を遂行することができる。	担当業務について論理的な説明を行うとともに、関係者と意思疎通を図り相互理解と合意形成を図ることができる。	担当業務について、適切な判断を行っている。	担当する事務の課題を的確に捉え、効果的な政策を立案することができる。	担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。	部下が能力を最大限に発揮できるよう適切な業務配分と進捗管理を行うとともに、人間性に合わせた指導・育成を行うことができる。	経営資源の有効活用や業務見直しを図るなど、局の責任者として積極的、意欲的に業務を遂行することができる。	もに、関係者と信頼関係を築き、組織方針の実現に向け、相互理解と合意形成を図ることができる。

<p>○宮城県監査委員訓令第1号 宮城県監査委員事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程を次のように定める。 平成二十八年三月三十一日</p> <p>宮城県代表監査委員 工 藤 鏡 子</p>		<p>四 主事</p> <table border="1"> <tr> <td>五 業務遂行</td> <td>四 折衝・応対</td> <td>一 倫理</td> <td>二 企画・課題対応</td> <td>三 協調性</td> <td>四 折衝・応対</td> <td>五 業務遂行</td> </tr> <tr> <td>関係構築している。</td> <td>担当業務について、相手の意向を正しく理解したうえで的確な説明を行い、関係者から十分な理解と納得を得ることができる。</td> <td>所属組織の目標達成に向けて業務全体を整理、把握し、改善意欲を持って確実に業務を遂行することができる。</td> <td>責任を持って業務に取り組むとともに、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。</td> <td>担当業務に関する知識・技術を学び、業務に活用している。</td> <td>組織の方針や上司の指示を正しく理解し、同僚等と協働して業務を遂行することができる。</td> <td>担当業務について課題を客観的に整理し、理解を得ることができる。</td> </tr> <tr> <td>担当業務について改善に取り組み、積極的に業務を遂行することができる。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		五 業務遂行	四 折衝・応対	一 倫理	二 企画・課題対応	三 協調性	四 折衝・応対	五 業務遂行	関係構築している。	担当業務について、相手の意向を正しく理解したうえで的確な説明を行い、関係者から十分な理解と納得を得ることができる。	所属組織の目標達成に向けて業務全体を整理、把握し、改善意欲を持って確実に業務を遂行することができる。	責任を持って業務に取り組むとともに、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。	担当業務に関する知識・技術を学び、業務に活用している。	組織の方針や上司の指示を正しく理解し、同僚等と協働して業務を遂行することができる。	担当業務について課題を客観的に整理し、理解を得ることができる。	担当業務について改善に取り組み、積極的に業務を遂行することができる。						
五 業務遂行	四 折衝・応対	一 倫理	二 企画・課題対応	三 協調性	四 折衝・応対	五 業務遂行																		
関係構築している。	担当業務について、相手の意向を正しく理解したうえで的確な説明を行い、関係者から十分な理解と納得を得ることができる。	所属組織の目標達成に向けて業務全体を整理、把握し、改善意欲を持って確実に業務を遂行することができる。	責任を持って業務に取り組むとともに、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。	担当業務に関する知識・技術を学び、業務に活用している。	組織の方針や上司の指示を正しく理解し、同僚等と協働して業務を遂行することができる。	担当業務について課題を客観的に整理し、理解を得ることができる。																		
担当業務について改善に取り組み、積極的に業務を遂行することができる。																								
<p>監査委員</p> <p>この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>（その他） 第四条 この規程に定めるもののほか、標準的な職及び標準職務遂行能力に関し必要な事項は、別に定める。</p>																								

宮城県監査委員事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第一項第五号及び同条第二項の規定に基づき、標準的な職及び標準職務遂行能力を定めるものとする。

(標準的な職)

第二条 標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

職制上の段階	標準的な職
一 宮城県監査委員事務局処務規程（昭和五十八年宮城県監査委員訓令第一号。以下「規程」という。）第五条第一項の表に掲げる局長及び同条第三項の表に掲げる理事の属する職制上の段階	局長
二 規程第五条第一項の表に掲げる次長、同条第二項の表に掲げる監査監並びに同条第三項の表に掲げる参事及び技術参事の属する職制上の段階	次長
三 規程第五条第一項の表に掲げる課長、同条第二項の表に掲げる監査専門監並びに同条第三項の表に掲げる副参事及び技術副参事の属する職制上の段階	課長
四 規程第五条第一項の表に掲げる課長補佐、同条第二項の表に掲げる副監査専門監並びに同条第三項の表に掲げる主幹及び技術主幹の属する職制上の段階	課長補佐
五 規程第五条第三項の表に掲げる主任主査、主査及び技術主査の属する職制上の段階	主任主査
六 規程第五条第四項の表に掲げる主事、技師及び技師（運転技術）並びに同条第五項の規定により置かれる技師（運転技術主任）の属する職制上の段階	主事又は技師

(標準職務遂行能力)

第三条 前条の表の下欄に掲げる標準的な職の標準職務遂行能力は、次の表の上欄に掲げる標準的な職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

標準的な職		標準職務遂行能力	
一 局長	一 倫理	局の重要課題に責任を持って取り組むとともに、高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。	担当分野の重要課題に責任を持って取り組むとともに、高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。
二 構想	二 構想	所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、大局的な視野と将来的な展望に立って、局の重要課題について基本的な方向性を示すことができる。	所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、大局の将来を見据えて、担当分野の重要課題について基本的な方針を示すことができる。
三 判断	三 判断	所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、大局的な視野と将来的な展望に立って、局の重要課題について基本的な方向性を示すことができる。	担当分野の責任者として、その重要課題について、迅速に適切な判断を行うことができる。
四 説明・調整	四 説明・調整	局の責任者として、その重要課題について、迅速に適切な判断を行うことができる。	所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向けて、局長を補佐し、
五 業務運営	五 業務運営	組織活力の向上を意識し、経営資源の有効活用や業務見直しに率先して取り組むことができる。	職員が能力を最大限に発揮できるよう指導力を発揮し、組織を牽引して成果を挙げることができる。
六 組織統率	六 組織統率	職員が能力を最大限に発揮できるよう指導力を発揮し、組織を牽引して成果を挙げることができる。	職員が能力を最大限に発揮できるよう指導力を発揮し、組織を牽引して成果を挙げることができる。

四 課長補佐		三 課長						二 課長						
		六 組織統率	五 業務運営	四 説明・調整	三 判断	二 企画・立案	一 倫理	六 組織統率	五 業務運営	四 説明・調整	三 判断	二 企画・立案	一 倫理	
二 企画・立案		一 倫理	六 組織統率・人材育成	五 業務運営・遂行	四 説明・調整	三 判断	二 企画・立案	一 倫理	六 組織統率	五 業務運営	四 説明・調整	三 判断	二 企画・立案	一 倫理
担当する行政課題を的確に捉え、効果的な政		担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。	部下が能力を最大限に発揮できるよう適切な業務配分と進捗管理を行うとともに、人間性に合わせた指導・育成を行うことができる。	経営資源の有効活用や業務見直しを図るなど、課の責任者として積極的、意欲的に業務を遂行することができる。	所管行政について適切な説明を行うとともに、関係者と信頼関係を築き、組織方針の実現に向け、相互理解と合意形成を図ることができる。	課の責任者として、組織目標の達成に向けた適切な判断を行うことができる。	所管する行政課題を的確に捉え、実現可能性の高い政策を立案することができる。	課の課題に責任を持って取り組むとともに、高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。	職員が能力を最大限に発揮できるよう指導力を発揮し、部下を統率して組織の成果を挙げることができる。	組織活力の向上を意識し、経営資源の有効活用や業務見直しに率先して取り組むことができる。	困難な状況にあっても、関係者と粘り強く調整を重ね、相互理解と合意形成を図ることができる。	担当業務について、適切な判断を行っている。	策を立案することができる。	
六 主事又は技師		五 主任主査						四 主任主査						
二 企画・課題対応		一 倫理	五 業務遂行	四 折衝・応対	三 協調性	二 企画・課題対応	一 倫理	六 人材育成・活用	五 業務遂行	四 説明・調整	三 判断	二 企画・課題対応	一 倫理	
担当業務に関する知識・技術を学び、業務に活用している。		責任を持って業務に取り組むとともに、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。	所属組織の目標達成に向けて業務全体を整理、把握し、改善意欲を持って確実に業務を遂行することができる。	担当業務について、相手の意向を正しく理解したうえで的確な説明を行い、関係者から十分な理解と納得を得ることができる。	上司や同僚、関係機関等の担当者との協力的な関係を構築している。	担当業務の問題点を把握し、効果的な施策を企画・立案することができる。	所属組織における監督的立場を自覚し、責任を持って業務に取り組むとともに、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。	業務の繁閑を考慮した業務配分を行うとともに、部下の人間性に合わせた指導・育成を行うことができる。	想定される障害やリスクを見込みながら進捗管理を行い、課題解決に向けて適切に業務を遂行することができる。	担当業務について論理的な説明を行うとともに、関係者と意思疎通を図り相互理解と合意形成を図ることができる。	担当業務について、適切な判断を行っている。	策を立案することができる。		

三 協調性	組織の方針や上司の指示を正しく理解し、同僚等と協働して業務を遂行することができる。
四 折衝・応対	担当業務について課題を客観的に整理し、理解を得ることができる。
五 業務遂行	担当業務について改善に取り組み、積極的に業務を遂行することができる。

(その他)

第四条 この訓令に定めるもののほか、標準的な職及び標準職務遂行能力に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

収用委員会

宮城県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮 城 県 収 用 委 員 会

○宮城県収用委員会規則第一号

宮城県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

宮城県収用委員会運営規則（昭和四十七年宮城県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項の表上席主幹の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会訓令甲第一号

宮城海区漁業調整委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城海区漁業調整委員会会長 畠 山 喜 勝

(趣旨)

第一条 この訓令は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第一項第五号及び同条第二項の規定に基づき、標準的な職及び標準職務遂行能力を定めるものとする。

(標準的な職)

第二条 標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

職制上の段階		標準的な職
一	宮城海区漁業調整委員会規程（昭和三十九年宮城海区漁業調整委員会規程第一号。以下「規程」という。）第八条第二項に掲げる局長の属する職制上の段階	局長
二	規程第八条第二項に掲げる次長並びに同条第三項に掲げる主幹及び技術主幹の属する職制上の段階	次長
三	規程第八条第二項に掲げる主任主査並びに同条第三項に掲げる主査及び技術主査の属する職制上の段階	主任主査
四	規程第八条第二項に掲げる主事及び技師並びに同条第三項に掲げる補助員の属する職制上の段階	主事

(標準職務遂行能力)

第三条 前条の表の下欄に掲げる標準的な職の標準職務遂行能力は、次の表の上欄に掲げる標準的な職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

標準的な職	標準職務遂行能力
一 局長	一 倫理 局の課題に責任を持って取り組むとともに、高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。
二 企画・立案	所管する漁業に関する事項を的確に捉え、実現可能性の高い政策を立案することができる。

三 主任主査	二 次長						三 判断					
	一 倫理	六 人材育成・活用	五 業務遂行	四 説明・調整	三 判断	二 企画・立案	一 倫理	六 組織統率・人材育成	五 業務運営・遂行	四 説明・調整	三 判断	
所属組織における監督的立場を自覚し、責任を持って業務に取り組むとともに、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。		業務の繁閑を考慮した業務配分を行うとともに、部下の人間性に合わせた指導・育成を行うことができる。		想定される障害やリスクを見込みながら進行管理を行い、課題解決に向けて適切に業務を遂行することができる。		担当業務について論理的な説明を行うとともに、関係者と意思疎通を図り相互理解と合意形成を図ることができる。		担当業務について、適切な判断を行っている。		担当する漁業に関する事項を的確に捉え、効果的な政策を立案することができる。		
局の責任者として、組織目標の達成に向けた適切な判断を行うことができる。		所管する漁業に関する事項について適切な説明を行うとともに、関係者と信頼関係を築き、組織方針の実現に向け、相互理解と合意形成を図ることができる。		経営資源の有効活用や業務見直しを図るなど、局の責任者として積極的、意欲的に業務を遂行することができる。		部下が能力を最大限に発揮できるよう適切な業務配分と進捗管理を行うとともに、人間性に合わせた指導・育成を行うことができる。		担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。		担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。		

四 主事	二 企画・課題対応					三 協調性					四 折衝・応対					五 業務遂行						
	二 企画・課題対応	一 倫理	五 業務遂行	四 折衝・応対	三 協調性	二 企画・課題対応	一 倫理	五 業務遂行	四 折衝・応対	三 協調性	二 企画・課題対応	一 倫理	五 業務遂行	四 折衝・応対	三 協調性	二 企画・課題対応	一 倫理	五 業務遂行	四 折衝・応対	三 協調性	二 企画・課題対応	一 倫理
担当業務の問題点を把握し、効果的な施策を企画・立案することができる。		上司や同僚、関係機関等の担当者との協力的な関係を構築している。		担当業務について、相手の意向を正しく理解したうえで的確な説明を行い、関係者から十分な理解と納得を得ることができる。		所属組織の目標達成に向けて業務全体を整理、把握し、改善意欲を持って確実に業務を遂行することができる。		責任を持って業務に取り組むとともに、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。		担当業務に関する知識・技術を学び、業務に活用している。		組織の方針や上司の指示を正しく理解し、同僚等と協働して業務を遂行することができる。		担当業務について課題を客観的に整理し、理解を得ることができる。		担当業務について改善に取り組み、積極的に業務を遂行することができる。						

（その他）
 第四条 この訓令に定めるもののほか、標準的な職及び標準職務遂行能力に関し必要な事項は、別に定める。
 附 則
 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。